

公取委・中小企業庁・特許庁「知財取引指針」及び「契約書ひな形」

— 内容の詳細分析と実務対応 —

（令和 8 年 6 月 24 日公表）

Claude Opus 4.8

作成日：2026 年 6 月 25 日

1. 概要（エグゼクティブ・サマリー）

2026 年（令和 8 年）6 月 24 日、公正取引委員会・中小企業庁・特許庁の 3 官庁連名で「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」（以下「知財取引指針」）及び附属資料「契約書ひな形」が公表された^{1,2)}。全業種横断で、知財・ノウハウ・データの不当な「吸い上げ」を独占禁止法（昭和 22 年法律第 54 号）上の優越的地位の濫用（独占禁止法 2 条 9 項 5 号）等の問題として整理し、問題となり得る約 70 事例と適切な取引に向けた約 50 の実践例を示した点が最大の特徴である^{3,4)}。

背景には、価格転嫁政策の延長線上で「無形資産」の適正取引を競争政策・イノベーション政策として位置づける流れがあり、2026 年 1 月施行の中小受託取引適正化法（旧下請法）、受託中小企業振興法の振興基準改正と一体的に運用される^{8,9)}。指針は NDA 締結拒否・片務的 NDA、著作権の無償譲渡要請、対価の一方的決定、出願干渉、知財訴訟リスクの一方的転嫁、共同研究開発成果の一方的帰属などを問題類型として列挙する^{3,4)}。

評価は概ね前向きだが課題も指摘される。日本経済新聞（2026 年 6 月 24 日）は、これまで業種限定の指針・調査はあったものの、全業種を対象に事例ごとに違反の疑いの判断を示すのは初めてだと報じた⁶⁾。一方、附属の契約書ひな形は従来の中企庁ガイドラインと同じ 4 類型（秘密保持・共同開発・開発委託・製造委託）にとどまり、ライセンス・譲渡・データ提供型のひな形は新設されていない⁵⁾。

2. 公表の基本情報

正式名称は「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」（略称「知財取引指針」）で、附属資料として「契約書ひな形」が公表された。公表主体は公正取引委員会、中小企業庁及び特許庁の 3 官庁連名（経済産業省としては中小企業庁・特許庁が担当）、公表日は令和 8 年 6 月 24 日である^{1,2)}。

公取委版の関連文書は、本文（別紙 1-1）、附属資料「契約書ひな形」（別紙 1-2）、意見の概要及びそれに対する考え方（別紙 2）、概要版（別紙 3）から構成される^{1,3,4)}。

3. 策定の経緯

- ・ 令和 6 年度の「企業取引研究会」（座長：神田秀樹 東京大学名誉教授）で、知財・ノウハウに関する行動規範策定の必要性が提言された³⁾。
- ・ 令和 7 年 8 月以降、同研究会の下に公取委・中企庁・特許庁合同の「知的財産取引適正化ワーキンググループ」（座長：林いづみ 桜坂法律事務所弁護士）を設置し、4 回にわたり議論した³⁾。
- ・ 令和 8 年 3 月 11 日に同 WG 報告書及び実態調査報告書を公表³⁾。同年 3 月 30 日に指針案・ひな形案を公表してパブリックコメントを実施（4 月 28 日締切、47 件の意見提出）、原案を一部変更のうえ 6 月 24 日に確定公表した^{1,3)}。

4. 実態調査の結果（一次情報）

実態調査は 2025 年 9 月に実施され、91 業種・4 万社を対象に 6,973 社が回答した。知財・ノウハウ・データのいずれかを保有する事業者は 3,824 社（約 55%）であった³⁾。

報道によれば、知財等を保有する 3,824 社のうち、その半数に当たる 1,913 社が知財取引をチェックする体制（社内担当者・外部専門家等）を持っておらず、また知財権を持つ事業者の 15.8% に当たる 603 社が「納得できない取引条件を受け入れた経験がある」と回答した⁶⁾。さらに、NDA なしでの取引又は不利な条件での NDA 締結を強要された経験があると回答した事業者は約 7% であった³⁾。

5. 指針の目的と政策的背景

公式の目的は、知的財産権等の取引環境の整備や知財リテラシーの向上によりイノベーションを促進することにある^{3,4)}。知財・ノウハウは中小企業の成長の源泉であり賃上げ原資の確保にも資するところ、大企業等から無償・低廉な価格で吸い上げられれば事業者間格差が固定化しイノベーションが阻害される、という問題意識が基礎にある³⁾。

位置づけとしては、労務費の価格転嫁政策の流れを「無形資産」に拡張したものであり、「知的財産推進計画 2026」「新しい資本主義実行計画」とも整合する政策体系の一部である^{3,7)}。

6. 指針の構成と問題行為類型

指針第 2 は 3 つの柱で構成され、各項目について①基本的な考え方【中企庁・特許庁】、②基本的な対応方針【中企庁・特許庁】、③独占禁止法等の考え方及び問題となり得る事例【公取委】、④競争政策上の望ましい対応【公取委】、⑤実践例【中企庁】という 5 層構造を採る^{3,4)}。3 つの柱は次のとおり。

1. 情報の管理（秘密情報・NDA・ノウハウの取扱い）
2. 知的財産権等の価値の適切な評価（対価設定、成果物の対価と知財対価の区分）
3. その他の行為類型（出願干渉、知財訴訟等のリスク転嫁、共同研究開発等）

特定業種に絞らず全業種横断・包括的な考え方を示す点が、従来の業種限定の指針（製造業、スタートアップ向け）からの転換点である^{3,6)}。

主な問題行為類型（約 70 事例）

独禁法上の優越的地位の濫用（独禁法 2 条 9 項 5 号）等の問題となるおそれがある行為として、概要版・本文目次は以下を掲げる^{3,4)}。

- ・ ノウハウ等の一方的な開示要請（技術情報、設計図面・加工データ、工場見学、産業データ等）。片務的 NDA の例として、自社は相手方の秘密を厳守する一方、相手方は開示技術を無償で利用できるという一方的契約が挙げられる³⁾。
- ・ NDA の締結拒否、片務的な NDA の締結
- ・ 知的財産権等の不当な対価設定（取引対価の一方的決定、対価の不設定、対価設定方法の一方的決定）
- ・ 知的財産権等の不当な譲渡要請等（著作権の無償譲渡・無償ライセンス要請、著作権の帰属条項、著作者人格権の不行使条項、中間成果物の譲渡要請、無償の技術指導・PoC・試作品製造）
- ・ 出願干渉（一方的な特許出願制限の要請）
- ・ 知財訴訟等のリスク転嫁（損害賠償責任の一方的負担要請）¹⁰⁾。
- ・ 共同研究開発等（知的財産権の一方的帰属、共同研究開発成果の利用制限）

報道によれば、公取委は整理した事例について、優越的地位の濫用のほか、取適法上の「買ったとき」「不当な経済上の利益の提供要請」、フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用可能性も併せて示したとされる⁶⁾。

7. 適正な取引に向けたポイント

- ・取引条件をあらかじめ明確にし、十分協議のうえで決定する。提示理由を十分説明し、事実上の商慣習として扱うのではなく書面で明示・記録に残す^{3,4)}。
- ・対価設定方法の選択肢を拡充する（レベニューシェア等の売上連動報酬、一時金など）
- ・取引の目的である成果物の対価（工賃）と、知的財産権等の対価を区分する
- ・共同研究開発成果の帰属は貢献度で決定し、一方に単独帰属させる場合は適切な対価（不実施補償を含む）を支払う³⁾。

8. 同時公表の契約書ひな形

ひな形の収録は、従来の中企庁ガイドラインと同じ4類型のみである⁵⁾。すなわち、（1）秘密保持契約書（NDA）、（2）共同開発契約書、（3）知的財産権等の取扱いに関する契約書（開発委託契約）、（4）同（製造委託契約）。ライセンス契約書・譲渡契約書・データ提供契約書等の新規類型は本ひな形には収録されておらず、これらの論点是指針本体（別紙 1-1）の事例・解説で扱われる^{3,5)}。

特徴的な条項

ひな形	特徴的な条項
共通	「固有知的財産権等」（契約締結前から保有／相手方の秘密情報に依拠せず独自に創出したもの）を定義し、既存技術と共同開発成果の混同を防止。
共同開発契約書	第 8 条：相手方の秘密情報に依拠した発明等は別段の合意がない限り共有とし、持分は貢献比率で協議。第 4 項で不実施補償の対価を協議事項として明記。
開発委託契約書	第 5 条：成果の知財は委託者が報酬等の支払債務を履行した時点で受託者から委託者へ移転（対価未払い防止）。保証違反の賠償額は報酬額を上限とし、委託者指示起因の侵害は受託者免責。
製造委託契約書	第 8 条（令和 6 年改正で新設・引継ぎ）：第三者との知財紛争の負担を「自らの責任の範囲において」負うものとし、一方的転嫁を排除。

なお、著作者人格権の不行使に関する専用条項は、ひな形本文には見当たらない（空白事項として留意）⁵⁾。

9. 取適法・フリーランス法等との関係

2026 年 1 月 1 日施行の改正法（令和 7 年法律第 41 号）により、「下請代金支払遅延等防止法」は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）へ改称された^{8,9)}。「親事業者」→「委託事業者」、「下請事業者」→「中小受託事業者」等の用語変更、従業員数基準の追加、協議に応じない一方的代金決定の禁止、手形払い等の禁止、事業所管大臣への指導・助言権限付与等が行われた^{8,9)}。

指針第 1 の 4 で、独禁法・取適法・フリーランス事業者間取引適正化等法の適用関係を整理しており、取適法・フリーランス法が適用される取引ではそれらが優先適用される構造である^{3,8)}。また同日、中企庁は受託中小企業振興法第 3 条第 1 項に基づく「振興基準」を改正し、知財取引指針を引用した（指針に基づく取引、問題事例の不実施、多様な対価設定方法の参照を追記）^{2,8)}。振興基準違反は同法に基づく指導・助言の対象となり得る。

10. 各方面の評価・反応

報道

日本経済新聞（2026 年 6 月 24 日）は、全業種を対象に事例ごとに違反の疑いの判断を示すのは初めてだと評価し、今後は定期的に順守状況をモニタリング調査して結果を公表する仕組みを設け、経済団体と連携して周知を図る方針を報じた⁶⁾。朝日新聞は実態調査段階で、破格の安さでの著作権譲渡など知財をめぐる不当取引の実態を報道した⁶⁾。

経済団体

日本商工会議所・東京商工会議所（小林健会頭）は 2026 年 4 月 16 日に「知的財産政策に関する重点要望」を公表し、知財取引適正化に向けた中小企業の法務対応支援強化と適正化の徹底を要望項目に掲げ、技術・ノウハウを中小企業の「稼ぐ力」の源泉と位置づけた⁷⁾。

専門家・実務家

日本知的財産協会（JIPA）はパブリックコメントで、AI 利用を踏まえた秘密情報取扱いの充実、「正当な理由」の具体例の明確化、著作者人格権に関する具体例の提示、共同研究成果帰属の総合判断、無償実施権に関する記載の見直し、契約ひな形の柔軟な修正を前提とすることの明確化、の各点を求める意見を提出していた¹⁾。

法律事務所による既存ガイドライン段階の分析では、本指針は法令違反をしないという最低ラインを超える「あるべき姿」を提示するものであり、直ちに違法とは言い切れない事例も含むソフトローとしての性格を引き継ぐと見られている^{10,11)}。

11. 実務対応（立場別）

発注者（委託事業者・大企業）側

1. 【直ちに】約 70 の問題事例に照らし、既存の取引基本契約・NDA・共同開発／開発委託／製造委託契約の条項（成果物の知財帰属、著作権無償譲渡条項、著作者人格権不行使条項、第三者知財紛争の責任転嫁条項、片務的 NDA）を棚卸しし、優越的地位の濫用・取適法該当リスクを洗い出す^{3,4)}。
2. 【～2026 年内】取適法が適用される取引では、知財の譲渡・許諾範囲を発注書（取適法上の明示事項）の必須記載とする。価格・対価の一方的決定を避け、協議記録を書面で残す運用に切り替える⁸⁾。
3. 公取委のモニタリング調査結果公表や勧告事例が出た場合、社内コンプライアンス対応を引き上げる⁶⁾。

受注者（中小受託事業者）側

1. 知財・ノウハウ・データのチェック体制（担当者／外部専門家）を整備する（知財等保有企業の約半数が未整備）⁶⁾。
2. 不利な条件を提示された場合、指針・契約書ひな形・振興基準を交渉の根拠として活用し、レベニューシェア等の多様な対価設定や、工賃と知財対価の区分を提案する^{3,8)}。
3. 第三者知財紛争に備え、仕様決定の経緯・発注者指示を書面で記録し、帰責事由がない旨を立証できるようにする¹⁰⁾。

12. 留意事項（Caveats）

- ・ 本稿は、一次情報（公取委・経産省の公表資料、概要版、契約書ひな形 PDF）で確認した事実と、二次情報（報道・法律事務所解説・専門家コメント）を区別している。指針本文（別紙 1-1）のうち直接確認したのは目次・概要版・公表文であり、約 70 事例・約 50 実践例の個別内容の一部は概要版・報道・WG 報告書からの把握による^{3,4,6)}。
- ・ 事例数は公式概要が「約 70 事例」、一部報道が「71 事例」と表記し幅がある。実践例は公式概要で「約 50 事例」^{4,6)}。
- ・ 契約書ひな形の収録類型が 4 類型である点は PDF の照合により確度が高いが、各条項の逐語は版・体裁差があり得る。適用時は最新公表版の原文確認を要する⁵⁾。

- ・ 指針はソフトローであり、記載された行為が直ちに違法となるわけではない。優越的地位の濫用は、取引上の地位の優越を利用して正常な商慣習に照らして不当に相手方に不利益を与える場合に問題となる（独禁法 2 条 9 項 5 号）。当事者が納得して対価を得て取引している場合は問題とならない³⁾。
- ・ モニタリング調査・経済団体との連携による周知は報道ベースであり、制度の具体的方法・頻度は今後の公式公表を待つ必要がある⁶⁾。

参考文献

（注）文中の上付き番号は下記の出典番号に対応する。一次情報（公的機関の公表資料）は番号 1～5・7～9、二次情報（報道・専門家解説）は番号 6・10・11。

- 1) 公正取引委員会「(令和 8 年 6 月 24 日)『知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針』及び『契約書ひな形』の公表について」（プレスリリース、令和 8 年 6 月 24 日） https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260624_chizaitorihiki.html
- 2) 経済産業省「『知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針』及び『契約書ひな形』を公表します」（プレスリリース、令和 8 年 6 月 24 日） <https://www.meti.go.jp/press/2026/06/20260624003/20260624003.html>
- 3) 公正取引委員会・中小企業庁・特許庁「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」（本文・別紙 1-1） https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260624_chizaitorihiki2.pdf
- 4) 公正取引委員会・中小企業庁・特許庁「知財取引指針 概要」（別紙 3） https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260624_chizaitorihiki5.pdf
- 5) 経済産業省「契約書ひな形」（知財取引指針 附属資料） <https://www.meti.go.jp/press/2026/06/20260624003/20260624003-3.pdf>
- 6) 日本経済新聞「『著作権の無償譲渡』は独禁法違反の恐れ 政府が知財取引の新指針」（2026 年 6 月 24 日付）※報道（安定 URL 未取得）
- 7) 日本商工会議所・東京商工会議所「知的財産政策に関する重点要望」（2026 年 4 月 16 日） <https://www.jcci.or.jp/news/recommendations/2026/0416140001.html>
- 8) 公正取引委員会「中小受託取引適正化法（取適法）関係」 https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html
- 9) 政府広報オンライン「2026 年 1 月から下請法が『取適法』に！ 委託取引のルールが大きく変わります」 <https://www.gov-online.go.jp/article/202511/entry-9983.html>
- 10) イノベントィア「『知的財産取引に関するガイドライン』の改正 ～知財訴訟等のリスクの転嫁について～」 <https://innoventier.com/archives/2024/10/17423>
- 11) Keiyaku Watch「【2024 年 10 月改正】知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形とは？」 <https://keiyaku-watch.jp/media/hourei/tizaitorihiki-guideline-202410/>